

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

1 改正の概要

現在労働者派遣が禁止されている以下の業務について労働者派遣を認めることとするもの。

- ① 医療関連業務（※１）に従事する産前産後休業、育児休業、介護休業中（※２）の労働者の業務
- ② へき地（※３）において行われる医業

※１ ①医師の業務

- ②歯科医師の業務
- ③薬剤師の調剤の業務
- ④保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、技師装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師の業務
- ⑤栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥歯科衛生士の業務
- ⑦診療放射線技師の業務
- ⑧歯科技工士の業務

※２ 産前産後休業－産前６週間及び産後８週間

- ・その他産前休業に先行する休業又は産後休業に後続する休業であって母性保護又は子の養育をするためのもの

育児休業－子が１歳に達するまでの間

- ・その他育児休業に後続する休業であって母性保護又は子の養育をするためのもの

介護休業－通算９３日

- ・その他介護休業に後続する休業であって対象家族を介護するためにする休業

※3 以下のいずれかに該当する地域をその区域内に有する市町村

- ① 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」
- ② 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する「辺地」
- ③ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村として指定された「山村」
- ④ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する「過疎地域」

2 施行期日

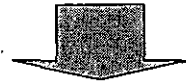
平成18年4月1日

労働者派遣制度における適用除外業務

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務 (3) 警備業務 (法第4条)

(4) 医療関連業務 (令第2条)

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、義肢装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師の業務
- ⑤ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務



ただし、医療関連業務については、

- ① 紹介予定派遣 および
- ② 病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等*）で行われるものについて、労働者派遣を行うことが可能。

※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、乳児院、保育所等

構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針
(平成 17 年 10 月 21 日 構造改革特別区域推進本部決定) (抄)

7 医療関係業務の労働者派遣の容認

病院・診療所等への医療関係職種の派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成 17 年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。

- ①すべての医療関係職種（労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。）について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。
- ②へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。

【平成 17 年度中に方針を決定】

全 国 に お い て 実 施